解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

島根県松江市和多見町一二一番地

有限会社安田美容院

清算人　安田　裕行

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

岡山市中区山崎一五五番地一四

株式会社アビオ

代表清算人　原田　隆充

解散公告

当法人は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

広島市東区光町一丁目一二番一六号広島ビル七階

一般社団法人ウェルビ

代表清算人　下山　美弥

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年八月二十八日京田辺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

京都府京田辺市大住八河原五六番地の一

京田辺市大住土地区画整理組合

代表清算人　古林　貢

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和七年八月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

山口県下関市秋根西町一丁目七番二六号

医療法人上野医院

清算人　上野　雄史

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年六月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

宮城県石巻市北境字久保五〇番地二

農事組合法人二俣南

清算人　日野　政弘

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年六月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

秋田県大館市比内町中野字中野六七番地一

農事組合法人中野

清算人　畠山　春美

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月十三日福島地方裁判所郡山支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

福島県田村市常葉町鹿山字関場四九番地

宗教法人禄仙寺

清算人　弁護士　二瓶　貴之

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十日開催の社員総会の決議及び令和七年七月九日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

三重県鈴鹿市白子四丁目一六番二号

医療法人しまむらクリニック

清算人　島村　栄員

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月八日開催の臨時社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和七年八月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

山口県周南市政所一丁目一八番一五号

医療法人髙杉レディースクリニック

清算人　髙杉　篤志

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

香川県高松市香川町東谷一二五五番地

農事組合法人アグリ天神

清算人　熊野　義彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

高知県吾川郡いの町二五六番地

医療法人太佑会

清算人　西村　孔佑

解散公告（第三回）

当公社は、令和七年七月九日長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

長野県上高井郡高山村大字高井四九七二番地

高山村土地開発公社

代表清算人　藤沢　敏和

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十六日信者総会及び責任役員の定数の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

静岡県静岡市葵区沓谷五丁目八三二番地

赤杉精神修養道場

清算人　相田　昇三

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十九日開催の社員総会の決議並びに高知県知事の認可により、令和七年八月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月四日

高知県井口町一二番地

医療法人高橋会

清算人　高橋進太郎

第３期決算公告

令和７年９月４日

東京都港区港南二丁目16番５号

株式会社アジャイルエナジーX

代表取締役　立岩　健二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	158,632
	固定資産	75,154
	繰延資産	728
	資産合計	**234,514**
負債及び純資産の部	流動負債	13,483
	株主資本	221,031
	資本金	175,000
	資本剰余金	175,000
	利益準備金	175,000
	利益剰余金	△128,968
	その他利益剰余金	△128,968
	（うち当期純損失）	(52,689)
	負債・純資産合計	**234,514**